

第1回

亀山市まちづくり基本条例推進委員会 (第6期)資料

令和7年3月28日

亀山市 政策部 政策推進課 政策調整グループ

<目 次>

1. 亀山市まちづくり基本条例について
2. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会について
3. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会のこれまでの歩みについて
4. 第6期推進委員会における調査検討事項について

1. 亀山市まちづくり基本条例について

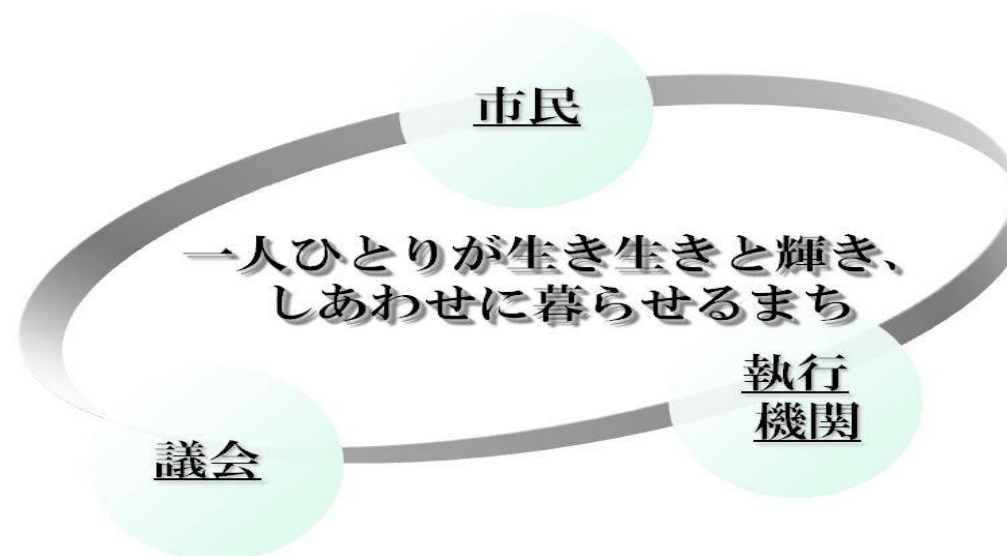
亀山市まちづくり基本条例（平成22年4月1日施行）

■条例の目的

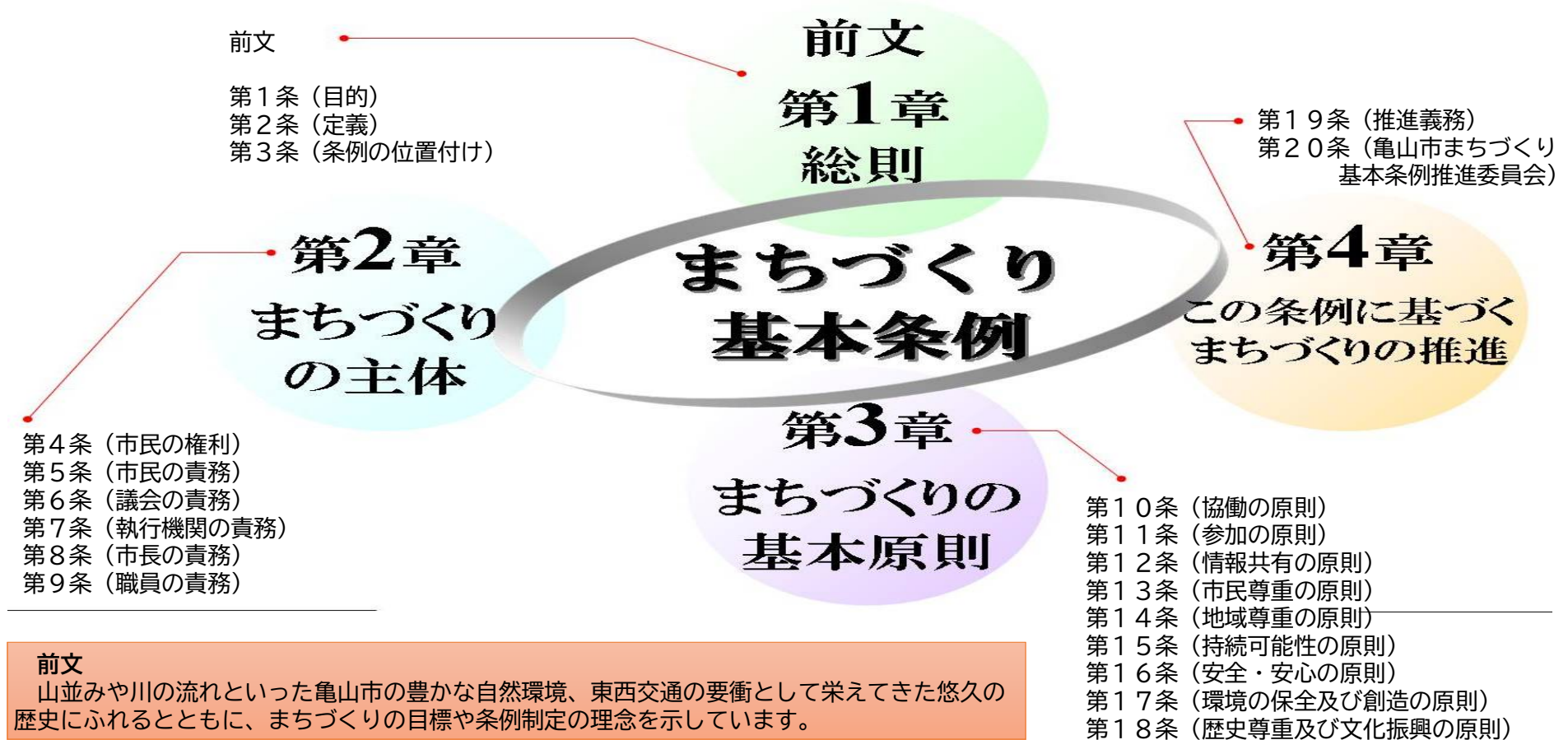
市民・市議会・市の執行機関の3者が互いを尊重し、協働してまちづくりに取り組むための誰にも共通なまちづくりの9つの基本原則を定めている。

新たな自治の確立を図る。

「亀山市らしいまち」を実現することを目的としています。



1. 亀山市まちづくり基本条例について



第1章「総則」

条例制定の目的、この条例で使用する用語の定義や、この条例の位置づけについて定めています。

第2章「まちづくりの主体」

まちづくりの主体である、市民、市議会、市の執行機関の権利や責務を定めています。
また、執行機関の中でも、特に市長と職員の責務を定めています。

第3章「まちづくりの基本原則」

亀山市のまちづくりを行う際に誰にも共通な9つのきまり（基本原則）を定めています。
亀山市のまちづくりは、この基本原則にそって行われます。

第4章「この条例に基づくまちづくりの推進」

この条例の推進のための具体的方法を定めることや、この条例の推進のために必要な事項について調査検討する、「まちづくり基本条例推進委員会」の設置を定めています。

2. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会について

■推進義務（条例第19条）

市長は、「本条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法」を定めなければならないとしています。



■亀山市まちづくり基本条例推進委員会（条例第20条）

本条例に基づくまちづくりの推進のため設置しています。



推進委員会は、次の事項について調査検討します。

- （1）本条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法
- （2）本条例の見直しに関する事項
- （3）上記の事項の他、本条例に基づくまちづくりの推進に必要な事項

■委員の任期（規則第3条）

委員の任期は2年となります。

2. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会について

【抜粋・亀山市まちづくり基本条例】

第4章 この条例に基づくまちづくりの推進 (推進義務)

第19条 市長は、この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法を定めなければならない。

(亀山市まちづくり基本条例推進委員会)

第20条 この条例に基づくまちづくりの推進のため、亀山市まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

(1) この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例に基づくまちづくりの推進に関し必要な事項

3 前項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【抜粋・亀山市まちづくり基本条例推進委員会規則】

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会について

■会議運営に当たって

- ・ 委員会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選で定めます。
- ・ 会議は、会長が招集し、議長となります。
- ・ 会議は、委員の2分の1以上が出席して成立します。
- ・ 必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができます。
- ・ 会議は、原則公開とします。
(傍聴の可否は、会長がその都度委員会に諮ります。)
- ・ 会議時間は、長くとも概ね2時間とします。
- ・ 議事録(会議概要)を市HPで公表します。(発言者名は非公開)

2. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会について

■条例の位置付けと執行機関の責務

条例では、本市のまちづくりにおいては、条例の趣旨を尊重するとともに、総合計画その他の計画の策定並びに政策の立案及び実施に当たっては、条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るとされています。



執行機関の責務として、執行機関は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めるとともに、市民がまちづくりに参加できる体制を整備するよう努めなければならないとされています。



条例第19条に基づき定める「条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法」について、第1期推進委員会（平成22年度～平成23年度）から第5期推進委員会（平成30年度～令和2年度）までは推進計画を策定し、その進捗管理を行ってきました。

2. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会について

【抜粋・亀山市まちづくり基本条例】

（条例の位置付け）

第3条 市民、議会及び執行機関は、亀山市のまちづくりにおいて、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 議会及び執行機関は、条例、規則等を解釈し、運用し、又は制定改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

3 執行機関は、亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第2条第1号に規定する総合計画その他の計画の策定並びに政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

（執行機関の責務）

第7条 執行機関は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。

2 執行機関は、市民がまちづくりに参加できる体制を整備するよう努めなければならない。

3 執行機関は、市民が行うまちづくりのための多様な活動を支援するよう努めなければならない。

4 執行機関は、国及び他の地方公共団体との対等な関係の下、相互に連携協力を図るよう努めなければならない。

5 執行機関は、まちづくりに関する事項について、市民に対してわかりやすく説明するよう努めなければならない。

3. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会のこれまでの歩みについて

■ 1. 亀山市まちづくり基本条例の制定

平成19年6月から約1年4ヶ月、公募市民委員などからなる「亀山市のまちづくりの基本を定める条例を考える会」において100回を超える検討を重ね、平成22年4月1日に亀山市のまちづくりの基本理念などを定める『亀山市まちづくり基本条例』が施行されました。

平成19年6月26日
「亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会」検討開始

平成20年10月24日
「基本的な考え方」作成

平成22年4月1日
「まちづくり基本条例」施行

▶ まちづくりの基本理念

▶ まちづくりの仕組み等（※）

- ・子ども
- ・協働を支援する機能の拡充
- ・監査機能の充実
- ・コンプライアンス委員会
- ・住民投票

▶ 条例案の作成

※各項目は「基本的な考え方」の各見出しに対応しています。



3. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会のこれまでの歩みについて

■ 2. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会（第1期～第2期）

条例が施行された平成22年度から推進委員会を設置し、

第1期（平成22年度～平成23年度）において、条例の具体化に向けた必要な事項の検討を行い、執行機関において、それを土台とした「まちづくり基本条例推進計画」を策定しました。

第2期（平成24年度～平成25年度）では、その推進計画の検証などを行いました。

検討項目	方向性	具体的な事業
協働を支援する機能	自立した新たな地域組織の創設に向けたしくみづくりが必要である。	地域コミュニティのしくみづくり支援事業
	中間支援組織の設立に向けた支援が必要である。	市民活動応援事業
コンプライアンス	職員のコンプライアンス関連規程の理解と適切な運用のため、職員の意識啓発を強化する必要がある。	職員コンプライアンス意識啓発事業
監査	市民にとって分かりやすい成果に繋がる行政評価の導入が必要である。	施策評価の導入 事務事業評価対象の拡大
子ども	子ども条例の制定は現時点では時期尚早であり、まず、現在予定されている「(仮称)人権条例の検討において、子どもの権利について検討を行う必要がある。	(仮称)人権を尊重する条例策定事業



3. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会のこれまでの歩みについて

■ 3. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会（第3期～第4期）

第3期（平成26年度～平成27年度）においては、それまでの推進委員会の歩みを踏まえながら、新たな調査検討テーマを設定し、条例の具体化に向けた必要な事項の検討を行いました。

第4期（平成28年度～平成29年度）では、その推進計画の検証を行うとともに、新たな調査検討テーマの検討などを行いました。

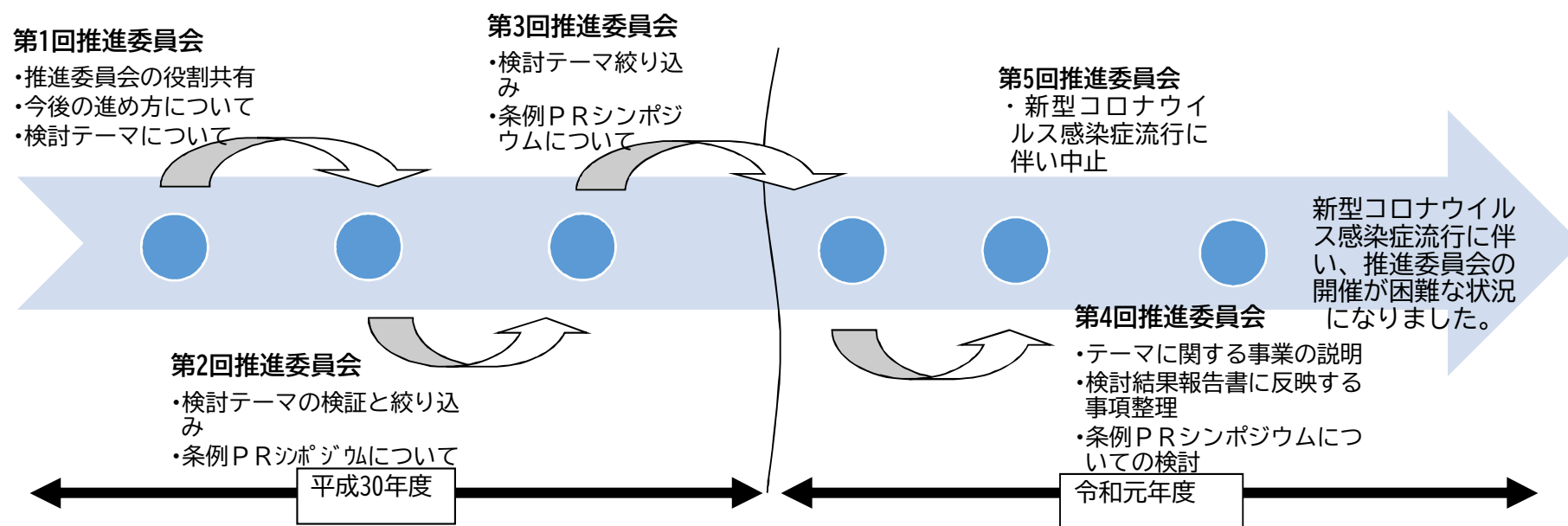
検討項目	方向性	具体的な事業
地域づくり	自立した新たな地域組織の「創設」に向けたしくみづくりが継続して必要である。	地域コミュニティのしくみづくり支援事業
	自立した地域組織の「活動の活性化」に向けて自主的な地域づくり活動を支える取り組みが必要である。	
協働	現行の協働事業提案制度の検証（課題、問題点の整理）を踏まえて、新たな協働事業の仕組みについて検討する必要がある。	市民参画協働事業
	まちづくり協議会という新たな地域組織が設立された現状に基づき、行政と市民等とのさらなる協働の推進を図るため、現行の協働の指針の見直しの必要性について検討する必要がある。	
まちづくり基本条例との整合性の検証	まちづくり基本条例の趣旨に対する職員の意識をより一層高めるため、条例との整合の検証方法を充実する必要がある。	まちづくり基本条例との整合の検証
<継続した取組>	市民活動応援事業の制度自体がスタートしたばかりであり、もう少し長期的な視点で見守る必要がある。	市民活動応援事業



3. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会のこれまでの歩みについて

■ 4. 亀山市まちづくり基本条例推進委員会（第5期）

第5期（平成30年度～令和元年度）では、条例の具体化に向けて必要なテーマの検討を行い、まちづくり基本条例推進計画（令和2年度～令和3年度）に盛り込むべき事項の集約を行いました。
他に、条例PRシンポジウムの検討を行いました。



新型コロナウイルス感染症流行に伴い、推進委員会の開催が困難な状況となったことから、委員会の設置がされず現在に至っています。

4. 第6期推進委員会における調査検討事項について（案）

■第6期推進委員会における調査検討事項について

コロナ禍が明け、改めて、第6期推進委員会を設置し、検討をするに当たり、推進委員会が調査研究する事項である「条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法」について、整理する必要があります。

これまでの推進計画は、推進委員会での調査結果を踏まえ、条例の推進を図るための個別事業の推進について位置付けてきましたが、条例の推進といった大きな視点での議論を行う必要があります。

条例第3条に規定され、市の執行機関が条例に定める事項との整合を図ることとされている市の最上位計画である総合計画の次期計画の策定作業に本年度より取り組んでいることから、総合計画の施策推進の視点を取り入れた具体的な方法（推進計画等）とする必要があります。

4. 第6期推進委員会における調査検討事項について（案）

条例第7条第2項において、市の執行機関の責務として規定されている市民がまちづくりに参画できる体制の整備について改めて検証し、次期総合計画期間における市民参加の手法や評価方法について整理し、具体的な方法（推進計画等）に位置付けることを第6期推進委員会において調査検討を行う。



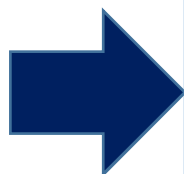
【第6期推進委員会における調査検討事項（案）】
『市民参加の手法や評価方法の整理・検討』

4. 第6期推進委員会における調査検討事項について

■第2次亀山市総合計画後期基本計画推進のための市民アンケート調査結果

亀山市に居住する18歳以上の市民1,200人を対象に令和6年1月22日から2月15日の調査期間で「第2次亀山市総合計画後期基本計画推進のための市民アンケート調査」を実施した結果及び過去の市民アンケート調査結果の各項目は次のとおりとなりました。

亀山市まちづくり
基本条例を知って
いますか。



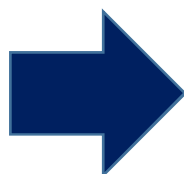
(平成28年) 「はい」 4.4%+「どちらかと言えばはい」 7.5%=11.9%
(令和 元年) 「はい」 4.9%+「どちらかと言えばはい」 6.4%=11.3%
(令和 3年) 「はい」 4.2%+「どちらかと言えばはい」 6.3%=10.5%
(令和 6年) 「はい」 3.9%+「どちらかと言えばはい」 7.2%=11.1%

市政やまちづくりに
市民が参加して
いる。



(平成28年) 「そう思う」 4.0%+「ややそう思う」 17.7%=21.7%
(令和 元年) 「そう思う」 4.5%+「ややそう思う」 16.2%=20.7%
(令和 3年) 「そう思う」 3.0%+「ややそう思う」 14.6%=17.6%
(令和 6年) 「そう思う」 3.0%+「ややそう思う」 16.2%=19.2%

市政やまちづくりに
若者が参加する
しくみが整っている。



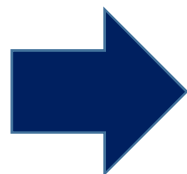
(令和 元年) 「そう思う」 1.0%+「ややそう思う」 6.9%=7.9%
(令和 3年) 「そう思う」 1.0%+「ややそう思う」 5.3%=6.3%
(令和 6年) 「そう思う」 1.7%+「ややそう思う」 5.6%=7.3%



4. 第6期推進委員会における調査検討事項について

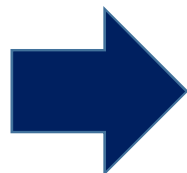
■第2次亀山市総合計画後期基本計画推進のための市民アンケート調査結果（重要度）

市政やまちづくりに市民が参加している。（重要度）



(平成21年)	「重要」	30.7%	+	「やや重要」	39.6%	=	70.3%
(平成22年)	「重要」	20.4%	+	「やや重要」	33.9%	=	54.3%
(平成28年)	「重要」	21.9%	+	「やや重要」	37.9%	=	59.8%
(令和元年)	「重要」	20.5%	+	「やや重要」	36.1%	=	56.6%
(令和3年)	「重要」	18.7%	+	「やや重要」	37.6%	=	56.3%
(令和6年)	「重要」	25.9%	+	「やや重要」	37.2%	=	63.1%

市政やまちづくりに若者が参加するしくみが整っている。（重要度）



(令和元年)	「重要」	23.4%	+	「やや重要」	34.3%	=	57.7%
(令和3年)	「重要」	18.7%	+	「やや重要」	36.3%	=	55.0%
(令和6年)	「重要」	31.2%	+	「やや重要」	36.8%	=	68.0%

■まちづくり基本条例の認知度が非常に低く、平成28年度から横ばいの結果となりました。

■市政やまちづくりに市民が参加しているとの意識についても低く、調査ごとに減少傾向となりました。

■市政やまちづくりに若者が参加するしくみが整っているとの意識については特に低く、令和元年から横ばいの結果となりました。

■一方で、市民が考えるそれぞれの設問に対する重要度は高いことから、市政やまちづくりへの市民参画手法の検討が必要であると考えられる結果となりました。

